

秋田県危機関連融資保証制度

制度目的

危機関連保証とはリーマンショックや東日本大震災時等と同程度の大規模な経済危機・災害等による信用収縮が全国的に生じ、売上高等が減少するなど経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者向けの保証で、今般の新型コロナウイルスの影響により全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、令和2年3月13日に初めて危機関連保証が発動されました。（危機関連指定期間：令和2年2月1日～令和3年12月31日）
今般、秋田県内の中小企業・小規模事業者の資金繰り支援するべく、本制度を創設しました。

制度概要

保証対象者

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、著しい信用収縮が生じた中小企業者で、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- (2) 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。

貸付限度額

8,000万円(秋田県経営安定資金【新型コロナウイルス感染症対策枠】とは別枠です)

貸付期間

10年以内(据置期間2年以内)

資金使途

運転及び設備資金

連帯保証人

原則として、法人は代表者、個人事業主は不要です。

担保

原則として、無担保とします。

貸付金利

1.15%

保証料率

0%(秋田県で全額補給します)

必要書類

保証協会所定の申込書類

秋田県経営安定危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)要件確認書(様式経領一7)
危機関連保証の認定書※(各市町村長の認定を受ける必要があります)

※危機関連保証(中小企業信用保険法第2条第6項)の認定

- 次のいずれの要件にも該当することについて、その中小企業者の住所を管轄する市町村長の認定を受けたもの
- (イ) 金融取引に支障をきたしているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
 - (ロ) 最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。
- 法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地の各市町村の商工担当課等に認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。詳しくは各市町村にご確認ください。

本制度をご利用いただく場合は、危機関連保証の認定を受けることが**必須**です。